

行政法 I

(Administrative Law I)

3 学期 水曜 7・8 時限
授業時間：75 分×20 回
単位数：2 単位
履修年次：1 年次

担当教員：下井康史
研究室：教員研究室 550

授業の到達目標：

いわゆる行政法総論の主要論点について、その内容を精確に把握すること、通説や判例の状況を的確に理解すること、裁判例の検討を通じて具体的な問題発見・解決の能力を涵養すること、以上のことを通じ、次のステップである「行政法Ⅱ」に備えることが到達目標である。

授業概要：

行政法で学ぶべきことの全体を概観した後、行政法総論と呼ばれる領域の諸論点を解説する。そこでは、現代の行政活動が、どのような基本原理の下、いかなる法的手法を通じて実施されているかという問題を、行政に対する法的統制という視角から見ていくことになる。具体的には、行政法の基本原理（行政組織法の基本を含む）と行政作用法総論（行政の行為形式、行政上の義務履行確保措置等）とを扱うが、必要に応じて、行政救済法の論点（その詳細は行政法Ⅱで扱う）にも言及する。なお、授業の進行は、後述する教科書における章立てと同じ順序となるわけではない。

授業では、基礎知識の確認、テキストの補充説明、裁判例の分析を行う。その進行は、事前に配布するレジュメに従う。以下の点に留意されたい。

- ・レジュメには、予習課題としての Q が多数用意されている。
- ・レジュメでは、テキストの予習範囲を明示しておくので、これに基づき予習していることを前提に授業を進める。
- ・レジュメでは、授業で取り扱う判例を明示しておくので、事前に精読しておくことを勧める。

授業は講義形式で進めるが、適宜、受講生に対し質問を発する。なお、第1回授業が始まるまでに、入門書を通読し（よく分からなくても、とにかく一度通読することが肝要）、行政法の全体像を把握しておくことを強く推奨する。

評価方法：

平常点と期末試験の点数により成績を評価する。平常点は2回の小テスト（いずれも15点満点）における評価による。期末試験（70点満点）は、事例問題を通じて、行政法総論の論点を的確に発見し、かつ論じることができる能力を問う内容とする。

教科書：

以下の二冊を授業時に持参すること。授業では、両テキストを頻繁に参照する。

- ・ 櫻井敬子＝橋本博之『行政法（第3版）』（弘文堂、2011年）
- ・ 高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法（第4版）』（弘文堂、2010年）

参考書：

主要な参考書は以下の通り（近時に公刊されたもののみを挙げておく）

- ・ 塩野宏『行政法Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2009年）
- ・ 宇賀克也『行政法概説Ⅰ総論（第4版）』（有斐閣、2011年）
- ・ 稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法（第2版）』（有斐閣、2010年）
- ・ 宇賀克也『行政法』（有斐閣、2012年）

主要な入門書は以下の通り（近時に公刊されたもののみを挙げておく）

- ・ 畠山武道＝下井康史編『はじめての行政法』（三省堂、2009年）
- ・ 芝池義一『行政法読本（第2版）』（有斐閣、2010年）
- ・ 北村和生＝佐伯彰洋＝佐藤英世＝高橋明男『行政法の基本（第4版）』（法律文化社、2010年）
- ・ 石川敏行＝藤原静雄＝大貫裕之＝大久保規子＝下井康史『はじめての行政法（第2版）』（有斐閣、2010年）

主要な判例集は以下の通り

- ・ 小早川光郎＝宇賀克也＝交告尚史編『行政法判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2006年）
- ・ 大橋洋一＝斎藤誠＝山本隆司『行政法判例集 総論・組織法（第2版）』（有斐閣、2006年）

授業計画：

第1・2回 行政法の内容、行政法学の学習対象、行政組織法の基本、行政活動の分類、行政過程と争訟過程の全体像を説明する。

第3・4回 行政法の基本原則を説明する。具体的な論点は、法治主義原理（法律による行政の原理）の他、法の一般原理である信義則や比例原則、平等原則等の行政法における意義や機能、公法と私法、行政法関係における民事法の適用等である。

第5・6回 行政機関情報公開法と行政機関個人情報保護法に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、情報公開の概念・目的・対象、不開示情報、開示・不開示決定に対する争訟手続、個人情報保護の概念・目的・対象、個人情報の収集・第三者提供、本人開示・訂正・利用停止の各請求制度等である。

第7回 小テスト

第8回 行政行為（処分）の概念を説明する。具体的な論点は、行政行為の意義・分類、行政行為（処分）と性質決定されることの法的帰結等である。

第9・10回 行政行為の効力と瑕疵を説明する。具体的な論点は、公定力、不可争力、執行力、不可変更力、実質的確定力、取消しと無効の区別、職権取消し、撤回等である。

第11・12回 行政行為（処分）における裁量を説明する。具体的な論点は、裁量の意味、裁量行為に対する司法統制のあり方等である。なお、適宜、行政立法等、他の行為形式における裁量にも言及する。

第13・14回 行政処分手続について、行政手続法を中心に説明する。具体的な論点は、行政手続の意味、行政手続法の適用対象、申請に対する処分の手続、不利益処分の手続、届出手続、手続的瑕疵の効果等である。

第15・16回 行政上の義務履行確保、即時強制、そして行政調査について説明する。具体的な論点は、行政代執行法、行政上の強制徴収、直接強制、執行罰、行政刑罰、行政上の秩序罰、即時強制の法的仕組み、行政調査の意味・分類、行政調査手続等である。

第17回 小テスト

第18回 行政立法に関する諸論点を説明する。具体的な論点は、行政立法の意義・分類、委任命令への委任方法、委任命令の限界、行政規則の機能・限界、行政立法制定手続等である。

第19・20回 行政計画、行政契約及び行政指導を説明する。具体的な論点は、行政計画の意味・分類、計画裁量、計画手続、行政契約の意味・分類、行政契約に対する法的統制のあり方、行政契約に対する争訟方法、行政指導の意義・分類・機能、行政指導に対する法的統制や司法統制のあり方等である。